

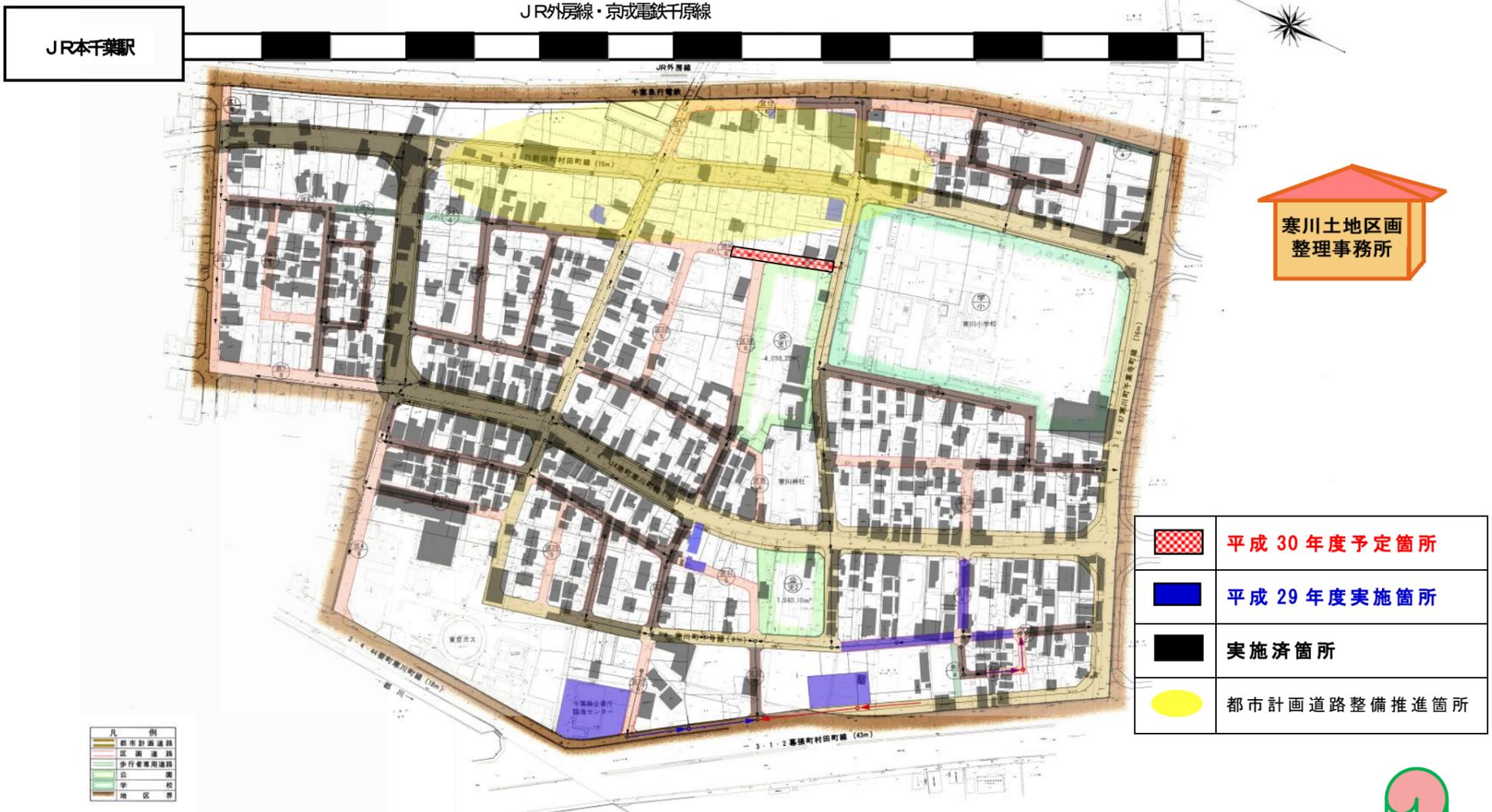
日頃より、寒川第一土地区画整理事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。
今回のまちづくりニュースでは、平成29年度の事業実施状況および平成30年度の事業実施予定等についてお知らせいたします。

平成29年度の実施状況

移 転 関 係	建物移転	4戸	(工作物等を除く)
工 事 関 係	道路整備延長	147m	、下水道整備延長 76m
整 備 状 況	建物移転総戸数	501戸	内移転済 327戸
	道路整備総延長	5,537m	内整備済 2,261m
	下水道整備総延長	6,195m	内整備済 3,694m

千葉都市計画事業寒川第一土地区画整理事業

JR外房線・京成電鉄千原線



平成30年度の計画

移 転 関 係 建物移転6戸を計画しております。

工 事 関 係 約170mの下水道整備を計画しております。

平成30年度は、建物移転と下水道整備を進めてまいります。

また、工事の施工に伴い、市職員または工事を施工する業者がご説明、ご相談に伺う事がございますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



第29回寒川第一土地区画整理審議会の開催について

第29回審議会が、平成30年3月22日に開催されました。

議題は「仮換地指定の軽微な変更について」、報告事項として報告を行いました。

審議会の議事録は、千葉市寒川土地区画整理事務所のホームページからご覧いただくことができます。

(<http://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/shigaichi/samugawa/index.html>)

お願い！

放置車両や不法投棄について。

地区内の道路や管理地において、長期間にわたり自動車等を放置されていることや、ごみが不法に投棄されていることがあります。これらは、違法となりますので、お気づきの場合は、当事務所又は警察へ連絡をお願いします。張り紙を張らせていただく等の対応をさせていただきます。



建物や工作物等の新築・増築・改築

土地の形質の変更や建築物の新築・増築・改築及びブロック塀・フェンス等の設置を行おうとする方は許可が必要となりますので、本事務所までご相談ください。

※土地区画整理法第76条第1項に基づく行為許可申請

仮換地の証明の発行について

当事務所では、仮換地証明書や底地証明書を発行しています。これらの証明書は、建物登記、土地の売買や相続で必要となる場合があります。

費用は、証明書1通につき、300円です。

また、複数の土地について証明書が必要な場合等で、発行される証明書の数が分からないときは当事務所まで事前にご確認ください。

※各証明書の費用は、現金での支払いとなりましたのでご注意ください。

権利の申告について

土地区画整理事業の施行地区内にて、以下のような場合は権利について申告をしていただく必要があります。

申告をされる方は、当事務所までご相談ください。

- 借地権等の権利を持っているが、その権利が法務局に登記されていない場合
- 新しく借地権等の権利を持った場合
- 借地権等の権利を持っている人が変わった場合
- 借地権等の権利が消滅した場合

※その他、ご不明な点がございましたら当事務所までお問い合わせください。

古紙の回収について

当事務所では、「古紙回収庫」を設置しております。

搬入できるものはシュレッダー古紙及び、機密文書を除く古紙類のみとなります。

※ 布類の受入できませんので、ご注意ください。

「新聞」「雑誌」「雑紙」「段ボール」「紙パック」等に分別し、それぞれ紐で十字にしぼって自己搬入し、本事務所窓口にて受付をしてください。

利用料金は無料で、搬入量の上限は1回につき200kgまでです。

受付時間は9:00~17:00です。(土曜・日曜・祝日・年末年始以外に受付をしています。)

お気軽にご利用ください。



※古紙回収庫

